

重要事項説明書 1 【訪問リハビリサービス】

介護老人保健施設 夢プラスワンのご案内 (令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団 志誠会 介護老人保健施設 夢プラスワン
- ・開設年月日 平成10年3月30日
- ・所在地 千葉県香取市大倉字入り1196-1
- ・電話番号 0478-57-1511
- ・ファックス番号 0478-57-1512
- ・管理者名 施設長 平原利彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1252980019号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 夢プラスワンの運営方針]

「利用者の個性を尊重重視し「その人らしく」日常生活を営むことができるよう、利用者 にふさわしいケアを効率的、効果的に提供する」

2. サービスについて

(1) 職員体制

・管理者	1名
・理学療法士	8名
・作業療法士	
・言語聴覚士	

(2) 営業日及び営業時間

営業日	日～土曜日の7日間
営業時間	8:30～17:30

(3) サービスの内容

利用者の自宅を訪問し、医師の指示に基づき利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

【リハビリテーションの目的と内容】

- ① 廃用症候群の予防と改善
- ② 基本動作能力の維持・回復
- ③ ADL（日常生活活動）の維持・回復
- ④ IADL（手段的日常生活活動）の維持・回復
- ⑤ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑥ 介護負担の軽減
- ⑦ 福祉用具・住宅改修に関するアドバイス

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急時の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

3. 要望及び苦情等の相談

要望、苦情等は支援相談員にご意見をお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また面会コーナーに備えられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

苦情担当窓口 事務 （責任者 事務長 小澤 英和）

【当事業所以外の相談・苦情窓口】

○千葉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

TEL 043-254-7428

○香取市役所 高齢者福祉課

TEL 0478-50-1208

○神崎町役場 保健福祉課

TEL 0478-57-1603

○東庄町役場 健康福祉課

TEL 0478-80-3300

○多古町役場 保健福祉課

TEL 0479-76-3185

4. その他

訪問リハビリテーション職員は、以下のことは出来ません。

- ・医療行為を行うこと
- ・当事業所への支払い、各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など金銭を取り扱うこと
- ・介護を行うこと

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスについて
（令和7年4月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスについての概要

- ①訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るため
- ②訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようその目標を設定し、その目標に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- ③訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる多職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者又は契約者の要望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

介護保険のサービスを利用した場合は、原則としてサービス費用の1割または2割、3割を利用者が負担して、残りの9割、8割または7割は介護保険から給付されます。サービスのご利用にあたり、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証の提示が必要です。

訪問リハビリテーションの場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

【要介護1～5】1回につき（20分）

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション	308円	616円	924円

*その他、実施している加算

	1割負担	2割負担	3割負担	単位
リハビリテーションマネジメント加算イ	180円	360円	540円	月
リハビリテーションマネジメント加算ロ	213円	426円	639円	月
リハビリテーションマネジメント加算 （医師が利用者等に説明し同意を得た場合）	270円	540円	810円	月
短期集中個別リハビリテーション実施加算 （退院（所）日又は認定日から3ヶ月以内）	200円	400円	600円	日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	480円	720円	日
口腔連携強化加算（月1回限度）	50円	100円	150円	回
計画診療未実施減算（※）	-50円	-100円	-150円	回
移行支援加算	17円	34円	51円	日
退院時共同指導加算（退院時1回を限度）	600円	1,200円	1,800円	回
サービス提供体制強化加算Ⅰ（※）	6円	12円	18円	回
高齢者虐待防止措置未実施減算	-3円	-6円	-9円	回
特別地域訪問リハビリテーション加算	加算総合計の15%の金額			
中山間地域等における小規模事業所加算	加算総合計の10%の金額			
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	加算総合計の5%の金額			

（※）1回あたりの料金となる為、計画・実施時間で算定されます。

2 利用料

- ①交通費（香取市・香取郡内）無料
（通常の実施地域以外）1回 100円
- ②有料道路、有料駐車場を利用した場合 実費
- ※訪問リハビリテーションサービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者負担となります。

3 支払い方法

- ・毎月10日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払い下さい。ご入金後に領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、ゆうちょ銀行口座自動引き落とし（引き落とし日は毎月20日）と、コンビニ収納、窓口での現金払い（取扱い時間は9:00～16:00）の3方法があります。契約時に選びいただきますが、変更をご希望される場合には当施設職員へお申し出下さい。

介護予防訪問リハビリテーションの場合の利用者負担額

- 1 保険給付の自己負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1ヶ月あたりの自己負担分です）

【要支援1～2】1回につき（20分）

	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション	298円	596円	894円

・利用を開始した日の属する月から起算して12ヶ月を超えた期間に利用した場合（1回につき）

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1～2（※）	-30円	-60円	-90円

*その他、実施している加算

	1割負担	2割負担	3割負担	単位
短期集中個別リハビリテーション （退院（所）日又は認定日から3ヶ月以内）	200円	400円	600円	日
口腔連携強化加算（月1回限度）	50円	100円	150円	月
計画診療未実施減算（※）	-50円	-100円	-150円	回
退院時共同指導加算（退院時1回を限度）	600円	1,200円	1,800円	回
サービス提供体制強化加算Ⅰ（※）	6円	12円	18円	回
高齢者虐待防止措置未実施減算	-3円	-6円	-9円	回
特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	加算総合計の15%の金額			
中山間地域等における小規模事業所加算	加算総合計の10%の金額			
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	加算総合計の5%の金額			

（※）1回あたりの料金となる為、計画・実施時間で算定されます。

2 利用料

- ①交通費（香取市・香取郡内）無料
（通常の実施地域以外）1回 100円

- ②有料道路、有料駐車場を利用した場合 実費

※介護予防訪問リハビリテーションサービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者負担となります。

3 支払い方法

・毎月10日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払い下さい。ご入金後に領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、ゆうちょ銀行口座自動引き落とし（引落日は毎月20日）と、コンビニ収納、窓口での現金払い（取扱い時間は9:00～16:00）の3方法があります。契約時にお選びいただきますが、変更をご希望される場合には当施設職員へお申し出下さい。

個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設 夢プラスワンでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔情報発信に係る利用目的〕

- ・ホームページ運営業務のうち
 - －行事等の写真掲載